

安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則  
(平成 22 年 11 月 9 日安曇野市規則第 1 号)

平成 31 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築等 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項第 1 号に規定する建築等をいう。

(2) 建設等 景観法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する建設等をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(安曇野市土地利用基本計画の案に対する意見書)

第 3 条 条例第 10 条第 3 項の意見書は、土地利用基本計画案意見書（様式第 1 号）によるものとする。

(地区土地利用計画を定められる区域の規模)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規則で定める規模は、おおむね 0.5 ヘクタールとする。

(地区土地利用計画の案に対する意見書)

第 5 条 条例第 14 条第 3 項の意見書は、地区土地利用計画案意見書（様式第 2 号）によるものとする。

(地区土地利用計画の案の作成の提案)

第 6 条 条例第 15 条第 2 項の規定による計画提案は、地区土地利用計画提案書（様式第 3 号）によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 地区土地利用計画の素案

(2) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

(3) 条例第 15 条第 2 項第 3 号の同意を得たことを証する書類

(地区土地利用計画の案の不作成通知書)

第 7 条 条例第 15 条第 6 項の規定による通知は、地区土地利用計画案不作成通知書（様式第 4 号）によるものとする。

(既存の敷地拡張に関するもの)

第 8 条 条例第 17 条第 1 項ただし書の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 既存の敷地の拡張（近接する敷地への建築物等の建築等を伴わない拡張を含む。

以下この条において同じ。）を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの

- ア 予定建築物が戸建住宅（非住宅部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下かつ延べ面積の 2 分の 1 以下の兼用住宅を含む。以下同じ。）であること。
  - イ 拡張後の敷地面積が家族構成等の理由によりやむを得ないと認められる規模で、かつ、拡張する敷地面積が既存の敷地面積を超えないものであること。
  - ウ 拡張後の建築物の規模が基本計画に定める建蔽率、容積率及び予定建築物の高さの基準の範囲内であること。
- (2) 事業所が存する既存の敷地の拡張を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 予定建築物等の用途が既存の用途と同じ用途又は類似用途(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の17各号に規定する範囲の用途をいう。以下同じ。)であること。
  - イ 拡張後の敷地面積が既存の敷地面積の100分の150以下かつ拡張する敷地面積が1,000平方メートル以下であること、又は拡張する敷地面積が500平方メートル以下であること。
  - ウ 拡張後の建築物等の規模が基本計画に定める建蔽率、容積率の基準の範囲内であること。

(通常の管理として行う開発事業又は軽易な開発事業)

第9条 条例第17条第2項第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 用途地域の定めのある拠点市街区域又は準拠点市街区域で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 建築物等の建築等を伴う場合にあつては、各用途地域に定められた建築物の制限に適合していること。
  - イ 敷地面積が500平方メートル以下であること。
  - ウ 予定建築物等の高さが10メートル以下であること。
- (2) 用途地域の定めのない拠点市街区域で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 基本計画に定める開発事業の基準に適合していること。
  - イ 敷地面積が500平方メートル以下であること。
  - ウ 予定建築物等の高さが10メートル以下であること。
- (3) この規則の施行の日前に造成された宅地で、かつ、区画の変更を伴わない敷地内で行う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 予定建築物等が戸建住宅であること。
  - イ 基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
- (4) 温室、農機具等収納施設その他これらに類する農産物等の生産、集荷、農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管又は農産物の販売の用に供する建築物等を建築等又は建設等で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 建築面積が200平方メートル以下であること

- イ 敷地面積が 500 平方メートル以下であること
  - ウ 予定建築物等の規模が基本計画に定める建蔽率、容積率及び予定建築物の高さの基準の範囲内であること。
- (5) 自己の敷地に接しない土地に新たに自己用の駐車場を整備する開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 当該用地が自己の居住する住宅に近接した場所にあること。
  - イ 当該用地の面積が 50 平方メートル以下で、かつ、家族構成等の理由によりやむを得ないと認められる規模であること。
  - ウ 当該用地内で建築物等の建築等を伴わないこと。
- (6) 建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 予定建築物等が既存の建築物等の用途と同じ用途若しくは類似用途又は既存の建築物等に附属するものであること。
  - イ 予定建築物等の延べ面積又は築造面積が既存の建築物等の延べ面積等の100分の120（増築の場合は、100分の20）以下であること、又は、基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
  - ウ 敷地を拡張する場合にあっては、拡張する敷地面積が50平方メートル以下であること。
  - エ 予定建築物等の高さが田園居住区域にあっては12メートル以下、田園環境区域、山麓保養区域及び森林環境区域にあっては10メートル以下であること。
- (7) 事業所が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 予定建築物等が既存の建築物等の用途と同じ用途若しくは類似用途又は既存の建築物等に附属するものであること。
  - イ 予定建築物等の延べ面積又は築造面積が既存の建築物等の延べ面積等の100分の120（増築の場合は、100分の20）以下であること、又は基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。
  - ウ 敷地を拡張する場合にあっては、拡張する敷地面積が50平方メートル以下であること。
- (8) 30日を超えて行う工事で、事前に明示のある工事期間満了後に原状回復する仮設の建築物等の建築等若しくは建設等又は資材の保管で、当該面積が100平方メートル超かつ当該高さが3メートル超のもの
- (9) 建築物等が存する既存の敷地内又は既存の敷地の拡張を伴う開発事業で、次の要件の全てを満たしているもの
- ア 予定建築物等が既存の建築物等の用途と同じ用途若しくは類似用途又は既存の建築物等に附属するものであること。
  - イ 予定建築物等の延べ面積又は築造面積が200平方メートル以下であること、既存

の建築物等の延べ面積等の100分の120(増築の場合は、100分の20)以下であること、又は基本計画に定める建蔽率、容積率及び高さの基準の範囲内であること。

ウ 敷地を拡張する場合にあっては、拡張する敷地面積が50平方メートル以下であること。

エ 予定建築物等の高さが田園住居区域にあっては12メートル以下、田園環境区域、山麓保養区域及び森林環境区域にあっては10メートル以下であること。

(10) 既存の敷地内において、建築物等を新築又は新設する開発事業で、予定建築物等の延べ面積又は築造面積が10平方メートル以下かつ高さが10メートル以下のもの

(11) 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更は、当該面積が300平方メートル以下で、生じる法面及び擁壁の高さが1.5メートル以下のもの

(12) 屋外における土石その他の物件(廃棄物、再生資源その他これらに類するものを除く。)の堆積で、当該面積が100平方メートル以下かつ当該高さが3メートル以下のもの

(13) 道路、河川その他の水路、公園、鉄道、供給処理施設その他これらに付随する施設の管理者等が、当該施設の改良、改修、維持、修繕その他管理のために行う開発事業

(14) 水道管、ガス管、電話線、通信用ケーブルその他の地下埋設物を新設する工事で、原状回復するもの

(15) 架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用(高压送電線用を除く。)の鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

(16) 木竹の伐採等で、次のいずれかに該当するもの

ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(17) 農業、林業又は漁業(以下「農業等」という。)を営むために行う建築物等(道路附属物、水路等を除く。)の建築等若しくは建設等を伴わない開発事業

(18) 農業等を営むために行う開発事業で、次のいずれかの建築物等を建築等又は建設等するもの

ア 育苗施設、ビニールハウス、鋼材で組み立てた棚その他これらに類する農産物、林産物又は水産物(以下「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する建築物等

イ 畜舎、堆肥舎、サイロ、温室その他これらに類する農産物等の生産又は集荷の用に供する建築物等で、当該建築面積等が50平方メートル以下かつ高さが10メートル以下であるもの

- ウ 農機具等収納施設その他これらに類する農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管又は農産物の販売の用に供する建築物等で、当該敷地面積等が 200 平方メートル以下かつ高さが 10 メートル以下であるもの
  - エ 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物等又は索道の用に供する建築物等
  - (19) 太陽光発電施設で、次の要件のいずれかを満たしているもの
    - ア 建築物等の屋根又はひさしに設置するもの
    - イ 既存の建築物等の敷地内に設置するもので、太陽光発電施設を設置する部分の敷地面積が 200 平方メートル以下であるもの
    - ウ 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項第 1 号の緑地以外の主務省令で定める環境施設に該当するもの
  - (20) 市長が別に定める砂利の採取を目的とする開発事業
  - (21) 30 日を超えない範囲で原状回復する仮設の建築物等の建築等若しくは建設等又は資材の保管、建築物等の用途若しくは土地の区画形質その他土地利用の一時的な変更で、当該敷地面積 100 平方メートル（建築物等の建築等又は建設等にあつては築造面積 50 平方メートル）以下かつ当該高さが 3 メートル以下のもの
  - (22) 市長が別に定めるごみ集積所及び資源ステーション
  - (23) 市長が別に定める防災倉庫等
  - (24) 携帯電話、PHS 等の無線端末との間で無線通信を行うための装置で、当該用途以外で使用している既存の建築物等に附属的に設置するもの
  - (25) その他市長が通常管理として行う開発事業又は軽易な開発事業として認めるもの
- （開発事業の案の提出）

第 10 条 条例第 18 条第 2 項の規定による開発事業の案の提出は、開発事業提案書（様式第 5 号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

第 11 条 削除

第 12 条 条例第 19 条の規定による標識の設置は、開発事業計画標識（様式第 7 号）によるものとし、開発事業承認証が交付されるまでの間、設置しなければならない。

2 開発事業計画標識の設置に係る費用は、開発事業者の負担とする。

（説明会の開催要求）

第 13 条 条例第 20 条第 1 項の規定による説明会の開催要求は、開発事業提案説明会要求書（様式第 8 号）によるものとする。

（説明会等の開催方法）

第 14 条 開発事業者は、条例第 20 条第 2 項の規定による説明会を開催するときは、市長と協議のうえ、その対象となる周辺地域の範囲並びにその対象地域に係る市民等（以下「対象市民」という。）の範囲及び周知の方法を決定し、開催日の 14 日前までに、

対象市民に周知しなければならない。

(説明会の開催が必要となる規模)

第15条 条例第20条第2項第1号の規則で定める規模は、敷地面積1,000平方メートル、建築面積等200平方メートル又は次の表の左欄に掲げる区域において右欄に掲げる高さを超える規模とする。

区 域	高さ
拠点市街区域、準拠点市街区域	20m
田園居住区域	12m
田園環境区域(青木花見・島新田産業団地、烏川工業団地及び黒沢工業団地に限る。)	15m
田園環境区域(明科工業団地、三田工業団地及びあづみ野産業団地に限る。)	20m
田園環境区域(青木花見・島新田産業団地、明科工業団地、烏川工業団地、三田工業団地、あづみ野産業団地及び黒沢工業団地を除く。)、山麓保養区域、森林環境区域	10m

(開発事業の説明会報告書)

第16条 条例第20条第3項の報告書は、開発事業提案説明会報告書(様式第9号)によるものとする。

2 開発事業提案説明会報告書には、出席者名簿(氏名、住所、役職等を記載したもの)及び説明会で使用した図面、書類等を添付するものとする。

(措置命令書)

第17条 条例第20条第5項前段、第28条、第31条第2項、第33条第2項、第34条第3項、第36条及び第41条第4項前段の規定による命令は、措置命令書(様式第10号)によるものとする。

(開発事業の案に対する意見書)

第18条 条例第21条第1項の意見書は、開発事業案意見書(様式第11号)によるものとする。

(開発事業の承認申請)

第19条 条例第23条第1項の規定による承認申請は、開発事業承認申請書(様式第12号)によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

第19条の2 削除

(開発事業承認証)

第20条 条例第25条第1項の事業承認証は、開発事業承認証(様式第13号)によるものとする。

2 市長は、条例第25条第1項において事業承認をしなかった場合は、不承認の理由を明示して、不承認通知(様式第14号)により、開発事業者にその旨を通知するものとする。

(開発事業の軽微な変更及び安曇野市景観条例に基づく変更)

第 21 条 条例第 26 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の規模又は配置の変更
  - ア 予定建築物等の著しい配置の変更を伴うもの
  - イ 変更によって、第 15 条の規定による説明会の開催が必要となる規模を超えるもの
  - ウ 変更によって、基本計画に定める開発事業の基準を満たさなくなるもの
- (3) 設計の変更のうち、次のいずれにも該当しない予定建築物等の敷地の形状の変更
  - ア 予定建築物等の敷地面積の 10 分の 1 以上の増減を伴うもの
  - イ 住宅の建築以外の開発事業で、建築物等の敷地面積の増加を伴うもので、当該敷地面積が 1,000 平方メートル以上となるもの
- (4) 開発事業の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (5) その他市長が軽微な変更と認めるもの

2 条例第 26 条第 1 項ただし書の規則で定める安曇野市景観条例（平成 22 年安曇野市条例第 29 号）に基づく変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観法第 16 条第 2 項の規定に基づく変更
- (2) 景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告に基づく変更  
(開発事業の変更)

第 22 条 条例第 26 条第 3 項の規定による届出は、開発事業軽微変更届出書（様式第 15 号）によるものとし、必要に応じて変更内容の分かる図書を添付しなければならない。

(地位承継の届出)

第 23 条 条例第 27 条第 2 項の規定による届出は、開発事業地位承継届出書（様式第 16 号）によるものとし、地位承継を証明できる書面を添付しなければならない。

(開発事業着手の届出)

第 24 条 条例第 29 条の規定による届出は、開発事業着手届出書（様式第 17 号）に、開発事業工程表を添えて、開発事業の着手前又は着手後速やかに行うものとする。

(開発事業期間中の説明)

第 25 条 市民等は、条例第 30 条第 1 項の規定による説明を求めるときは、開発事業内容説明要求書（様式第 18 号）を市長に提出するものとする。

(開発事業廃止の届出)

第 26 条 条例第 31 条第 1 項の規定による届出は、開発事業廃止届出書（様式第 19 号）によるものとする。

(開発事業完了の届出)

第 27 条 条例第 32 条の規定による届出は、開発事業完了届出書（様式第 20 号）によるものとする。

のとし、開発事業完了後に撮影した開発事業の内容が分かる写真を添付しなければならない。

(一部使用収益開始の承認申請)

第 27 条の 2 条例第 34 条第 3 項の規定による承認申請は、一部使用収益承認申請書（様式第 20 号の 2）によるものとし、一部使用又は収益を開始する部分を明示して、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 市長は、一部使用収益承認申請書の提出があったときは、その内容を審査して一部使用又は収益開始の承認の可否を決定し、一部使用収益承認証（様式第 20 号の 3）により通知するものとする。

(検査済証)

第 28 条 条例第 33 条第 1 項の検査済証は、検査済証（様式第 21 号）によるものとする。

(命令に基づく措置完了の届出)

第 29 条 条例第 33 条第 3 項の規定による届出は、措置完了届（様式第 22 号）によるものとする。

(手続の適用除外となる開発事業の届出)

第 30 条 条例第 35 条第 2 項の規定による届出は、非常災害応急措置届（様式第 23 号）によるものとする。

(届出を要する軽易な開発事業)

第 31 条 条例第 35 条第 3 項の規則で定めるものは、第 9 条第 1 号から第 8 号までに規定する開発事業とする。

2 条例第 35 条第 3 項の規定による届出は、軽易な開発事業等届出書（様式第 24 号）によるものとし、別表に掲げる図書のうち、変更に係るものを添付しなければならない。

(身分証明書)

第 32 条 条例第 37 条第 3 項の証明書は、身分証明書（様式第 25 号）によるものとする。

第 33 条 削除

(特定開発事業の素案の提出)

第 34 条 条例第 40 条第 1 項の規定による素案の提出は、特定開発事業提案書（様式第 27 号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(説明会等の開催方法)

第 35 条 開発事業者は、条例第 41 条第 1 項の規定による説明会を開催するときは、市長と協議のうえ、その対象となる周辺地域の範囲並びに対象市民の範囲及び周知の方法を決定し、開催日の 14 日前までに、対象市民に周知しなければならない。

(特定開発事業の素案の説明会に関する報告書)

第 36 条 条例第 41 条第 2 項の報告書は、特定開発事業提案説明会報告書（様式第 28 号）によるものとする。



2 特定開発事業提案説明会報告書には、出席者名簿（氏名、住所、役職等を記載したもの）及び説明会で使用した図面、書類等を添付するものとする。

（特定開発事業の素案に関する意見書）

第37条 条例第42条第1項の意見書は、特定開発事業提案意見書（様式第29号）によるものとする。

（特定開発事業の素案に関する意見への見解書）

第38条 条例第43条第1項の見解書は、特定開発事業提案見解書（様式第30号）によるものとする。

（公聴会の開催要求）

第39条 市民等は、条例第44条第1項の規定による公聴会の開催を求めるときは、公聴会開催要求書（様式第31号）を市長に提出しなければならない。

（公聴会の開催方法）

第40条 市長は、条例第44条第2項の規定により公聴会を開催するときは、公聴会の開催期日の14日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 特定開発事業の素案に係る開発事業の目的及び場所
- (3) 公聴会に出席して意見を述べる旨の申出書の提出先及び提出期限
- (4) その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、前項の規定による公告のほか、公聴会の開催について住民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

3 条例第44条第3項の規定による通知は、公聴会開催通知書（様式第32号）によるものとする。

4 条例第44条第4項の規定による開発事業者への求めは、市長が行うものとする。

第40条の2 前条に定めがあるもののほか、公聴会の運用については、安曇野市都市計画公聴会規則（平成22年安曇野市規則第39号）の例による。この場合において、条例第44条第4項により意見を述べることを求められた開発事業者は、同規則第6条第1項の決定を受けた公述人とみなす。

（特定開発事業の認定申請等）

第41条 条例第45条第1項の規定による認定申請は、特定開発事業認定申請書（様式第33号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 条例第45条第3項の意見書は、特定開発事業案意見書（様式第34号）によるものとする。

（特定開発事業認定証）

第42条 条例第48条第1項の事業認定証は、特定開発事業認定証（様式第35号）によるものとする。

2 市長は、条例第48条第1項において事業認定をしなかった場合は、不認定の理由を明

示して、特定開発事業不認定通知（様式第 35 号の 2）により、開発事業者はその旨を通知するものとする。

（特定開発事業の軽微な変更）

第 43 条 条例第 49 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（1）計画の変更のうち、次に掲げるものを除いた特定開発事業予定地の敷地の形状の変更

ア 特定開発事業予定地の敷地面積の 10 分の 1 以上の増減を伴うもの

イ 建築物等の敷地面積の増加を伴うもので、その敷地面積が 1,000 平方メートル以上となるもの

（2）開発事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更

（3）その他市長が軽微な変更と認めるもの

（特定開発事業の変更）

第 44 条 条例第 49 条第 2 項の規定による特定開発事業の変更の案は、特定開発事業変更認定申請書（様式第 36 号）によるものとし、別表に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

2 条例第 49 条第 4 項の規定による届出は、特定開発事業軽微変更届出書（様式第 37 号）によるものとし、変更内容の分かる図書を添付しなければならない。

（地位承継の届出）

第 45 条 条例第 50 条第 2 項の規定による届出は、特定開発事業地位承継届出書（様式第 38 号）によるものとし、地位承継を証明できる書面を添付しなければならない。

（安曇野市土地利用審議会の組織及び運営）

第 46 条 安曇野市土地利用審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が事前に指名する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（補則）

第 47 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 46 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この規則に基づき施行日前においても行うことができる。

(穂高町まちづくり条例施行規則の廃止)

- 3 穂高町まちづくり条例施行規則（平成 11 年穂高町規則第 11 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 施行日前に、穂高町まちづくり条例施行規則第 10 条に規定する開発事業協議申請書を提出している開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日規則第 52 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日規則第 25 号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 11 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、様式第 10 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用除外)

- 2 この規則は、この規則の施行の日以後の提出される開発事業に適用し、施行日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第10条、第19条、第27条の2、第31条、第34条、第41条、第44条関係）

図書の名称		明示すべき事項	縮尺	備考
開発事業区域位置図		開発事業区域	2,500分の1程度	住宅地図の写しでも可
公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図（同条第4項に規定する地図に準ずる図面を含む。）をいう。以下同じ。）の写し		1 範囲は開発事業区域及びその周辺 2 開発事業予定地の地番、地目、面積及び所有者の氏名を地図に表示する。 3 開発事業予定地に接する土地の地番、地目、面積及び所有者の氏名を地図に表示する。	500分の1程度	
現況図		地形、近隣の状況、地盤高、植生等	500分の1以上	
現況写真		敷地及びその敷地の周辺の状況を示す写真		
実施計画図	土地利用計画平面図	1 区画割図（面積を明示） 2 道路、給排水施設及び給排水経路 3 その他の公共施設等の位置 4 予定建築物等の位置 5 緑地等の植栽計画	500分の1以上	図面、位置図、配置図等は、必要最小限度にまとめるものとする。
	給排水計画平面図	1 給排水施設の位置、種類及び形状 2 勾配及び流水方向 3 管径等	500分の1以上	
	造成計画平面図	現況、計画地盤面、切土及び盛土の状況並びに宅地地盤高	500分の1以上	
	各種構造物構造図	道路、水路、橋梁、擁壁等		
予定建築物等の立面図	予定建築物等の高さ、外観等			
予定建築物等の平面図	間取り、建築面積等			
各種計算書	雨水排水計算書及び根拠資料、擁壁の構造計算書等			
土地の登記事項証明書（全筆分）			写しでも可	
その他必要な図書	その他開発事業の概要説明に必要なもの、委任状、土地所有者意向確認書、測量図（分筆等を伴う開発事業の場合）、商業登記簿謄本、事業計画書、分家等の証明書類	適宜		

（備考）

- 1 提出する図書は、市長が指示したものとする。
- 2 開発行為等、他の法令に規定されるものは、その規定による。

様式第1号（第3条関係）

土地利用基本計画案意見書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提出者

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

- 1 次の該当する番号を○で囲んでください。
  - （1） 市内に居所又は住所を有する者です。
  - （2） 市内に有る土地又は建築物等を所有、管理、占有若しくは使用する者です。
  - （3） その他利害関係を有する者です。
  
- 2 安曇野市土地利用基本計画の案に対する意見

（備考）

- 1 記入欄が不足するときは、別紙として添付してください。
- 2 匿名による意見の提出は、受付できません。
- 3 安曇野市都市建設部都市計画課に郵送するか、直接提出してください。

地区土地利用計画案意見書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提出者

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

- 1 次の該当する番号を○で囲んでください。
  - （1） 市内に居所又は住所を有する者です。
  - （2） 市内に有る土地又は建築物等を所有、管理、占用若しくは使用する者です。
  - （3） その他利害関係を有する者です。
  
- 2 地区土地利用計画の案に対する意見

（備考）

- 1 記入欄が不足するときは、別紙として添付してください。
- 2 匿名による意見の提出は、受付できません。
- 3 安曇野市都市建設部都市計画課に郵送するか、直接提出してください。

地区土地利用計画提案書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

地区土地利用計画の案を（作成・変更）することを提案します。  
なお、提出書類について事実と相違ないことを誓います。

提案者（連名の場合は代表者）

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名。）

以下同じ）

連絡先

（団体の場合は担当者名も記載すること）

権利種別 所有権・借地権・その他

共同提案者

住所

ふりがな  
氏名

印

連絡先

権利種別 所有権・借地権・その他

共同提案者

住所

ふりがな  
氏名

印

連絡先

権利種別 所有権・借地権・その他

共同提案者		
住所		
氏名		印
連絡先		
権利種別	所有権・借地権・その他	
共同提案者		
住所		
氏名		印
連絡先		
権利種別	所有権・借地権・その他	
共同提案者		
住所		
氏名		印
連絡先		
権利種別	所有権・借地権・その他	
共同提案者		
住所		
氏名		印
連絡先		
権利種別	所有権・借地権・その他	
共同提案者		
住所		
氏名		印
連絡先		
権利種別	所有権・借地権・その他	
共同提案者		
住所		
氏名		印
連絡先		
権利種別	所有権・借地権・その他	



地区土地利用計画の素案

1 提案の内容

- (1) 地区名称
- (2) 位置範囲 添付図面のとおり（都市計画図、住宅地図又はこれに準じた地図に位置及び範囲を明示して添付すること。）
- (3) 計画面積 ha
- (4) 該当する土地利用基本区域
- (5) 地区土地利用計画を必要とする理由
- (6) 地区の土地利用の方針及び目指すべき方向
- (7) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業基準
- (8) 地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画
- (9) その他

2 所有者等の同意を得た割合

	総数	A	同意者数	B	同意率 $B/A \times 100$
所有権		人		人	%
借地権		人		人	%
その他		人		人	%
合計		人		人	%

	総数	A	同意者数	B	同意率 $B/A \times 100$
所有権		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	%
借地権		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	%
その他		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	%
合計		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	%

\*詳細は、別添同意書のとおりです。

土地所有者等一覧

番号	氏名	権利種別	土地又は建物の所在	地積 (㎡)	同意 状況
1		所有権 借地権 その他			
2		所有権 借地権 その他			
3		所有権 借地権 その他			
4		所有権 借地権 その他			
5		所有権 借地権 その他			
6		所有権 借地権 その他			
7		所有権 借地権 その他			
8		所有権 借地権 その他			
9		所有権 借地権 その他			
10		所有権 借地権 その他			

同意書

年 月 日

提案者  
様

権利者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記の土地に地区土地利用計画の案を（作成・変更）することを提案することについて同意  
します。

記

1 提案の名称

2 権利の有る土地（一筆ごとに記載すること）

土地の所在	地積（㎡）	権利内容	持分
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
安曇野市		所有権・借地権・その他	
合計			

(備考)

- 1 同意書は、権利者ごとに作成してください。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 3 権利内容の欄は、いずれか該当するものに○を付けてください。
- 4 共有名義の場合は、持分の欄に持分割合を記入してください。

地区土地利用計画案不作成通知書

様

安曇野市指令 第 号  
年 月 日

安曇野市長 印

年 月 日付で、ご提案のありました地区土地利用計画の案の作成については、これを作成しないことに決定しましたので通知します。

1 地区名称

2 作成しない理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開発事業提案書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提案者

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

開発事業の（案・変更案）を次のとおり提出します。

1 開発事業の場所

- (1) 所在地 安曇野市 番 外 筆  
 (2) 土地利用基本区域 区域  
 (3) 用途地域の指定の有無 有・無  
 (4) 農業振興地域除外の必要性 有・無  
 (5) 農地転用の必要性 有・無

2 開発事業の位置及び範囲 別添図面のとおり（都市計画図、住宅地図その他これに準じた地図に位置と範囲を明示したもの）

3 土地の状況

	宅 地	農 地	その他
現 況	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計 画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

4 開発事業の目的（該当するすべての番号に○を付け、その番号の表に記入してください。）

(1) 建築物等の建築等又は建設等

建築物等の用途	延床面積	階 数
	m <sup>2</sup>	階
建築面積（築造面積）	容積率	棟 数
m <sup>2</sup>	%	棟
建蔽率	高 さ	計画駐車台数
%	m	台

(2) 建築物等の用途の変更

現況用途	計画用途	用途変更に係る面積

(3) 土地の区画形質の変更

計画面積	区画数	区画面積
m <sup>2</sup>	区画	最大 m <sup>2</sup>
		最小 m <sup>2</sup>
		平均 m <sup>2</sup>

(4) その他の土地利用の変更

5 設計者

住所

氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

6 開発事業施工予定者

住所

氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

7 開発事業施工予定 着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

8 将来の開発計画の有無 有・無(有の場合は、その概要: )

(備考)

1 変更案の場合は、変更に係る項目のみ記入してください。ただし、項番1及び項番2は、必ず記入してください。

2 変更案の場合は、変更内容が分かる図書を添付してください。

様式第7号（第12条関係）

開発事業計画標識

開発事業計画の概要				計 画 図		
開発事業の場所	安曇野市 番 他 筆			※造成計画平面図その他の開発事業の概要図面を掲示する。		
開発事業の種別	一般開発事業 ・ 特定開発事業					
開発事業の目的	1 建築物等の建築又は建設 2 建築物等の用途の変更 3 土地の区画形質の変更 4 その他土地利用の変更 ( )					
開 発 事 業 の 概 要	計画造成面積		区画数		説明会の開催 に関する事項  ※安曇野市の適正な土地利用 に関する条例第20条第2項の 規定に基づき次のとおり説明 会を開催します。 日時 月 日 時から 場所 —	
	区 画 面 積	最大	最小	平均		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	予定建築物又は工作物の用途					
	建築面積 (築造面積)	m <sup>2</sup>	建蔽率	%		
	延床面積	m <sup>2</sup>	容積率	%		
	棟 数	棟	高 さ	m		
	駐車場計画台数	台	階 数			
変更予定用途		変更面積				
開発事業予定期間	事業承認後から 年 月 日まで			※安曇野市の適正な土地利用 に関する条例第20条第1項の 規定に基づき、この計画の説明 会の開催を 月 日までに 市長に求めることができます。		
開 発 事 業 者	住所：					
	氏名： 電話番号 ( ) —					
開 発 事 業 施 工 者	住所：					
	氏名： 電話番号 ( ) —					
標 識 の 設 置	年 月 日から 事業承認日まで					
連 絡 先	開発事業に関するお問い合わせは下記までお願いします。 担当者名 電話番号 ( ) —					

(備考) 白地に黒字で、縦42cm以上・横29.7cm以上とすること。

様式第8号（第13条関係）

開発事業提案説明会要求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提出者

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の開発事業の案に関する計画について、その説明会の開催を求めます。

- 1 開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆
- 2 開発事業の目的
- 3 理 由



開発事業提案説明会報告書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提出者

住所

フリガナ  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり開発事業の案に関する説明会の内容を報告します。

- 1 開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆
- 2 開発事業の目的
- 3 説明会の概要
  - (1) 開催日時 年 月 日 時 分から 時 分まで
  - (2) 開催場所
  - (3) 参加人数 人
- 4 出された要望、質問等
- 5 要望、質問等に対する対応

様

措置命令書

次のとおり措置を実施することを命じます。

年 月 日

安曇野市長



- 1 措置対象の場所 安曇野市 番 外 筆
- 2 命令の理由
- 3 措置の内容
- 4 措置完了の期限 年 月 日

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

開発事業案意見書

提出者

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり開発事業の案に対して、意見を提出します。

- 1 開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆
- 2 開発事業の目的
- 3 開発事業の案に対する意見

（備考）

- 1 匿名による意見書は、受け付けません。
- 2 安曇野市都市建設部都市計画課に郵送するか、直接提出してください。

開発事業承認申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の開発事業を承認してください。

1 開発事業の場所

(1) 所在地 安曇野市 番 外 筆

(2) 用途地域の指定の有無 有・無 (有の場合 地域)

(3) 接続道路

ア 国・県・市道 号線 (幅員 m、道路側溝 cm、改良 (未・済))

イ 国・県・市道 号線 (幅員 m、道路側溝 cm、改良 (未・済))

ウ 国・県・市道 号線 (幅員 m、道路側溝 cm、改良 (未・済))

2 開発事業の位置及び範囲 別添図面のとおり (都市計画図、住宅地図その他これに準じた地図に位置と範囲を明示したもの)

3 土地の状況

	宅 地	農 地	その他
現況	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計画	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

4 開発事業の目的 (該当する全ての番号に○を付け、その番号の表に記入してください。)

(1) 建築物等の建築等又は建設等

建築物等の用途	延床面積	階 数
	m <sup>2</sup>	階
建築面積 (築造面積)	容 積 率	棟 数
m <sup>2</sup>	%	棟
建蔽率	高 さ	計画駐車台数
%	m	台

(2) 建築物等の用途の変更

現況用途	計画用途	用途変更に係る面積

(3) 土地の区画形質の変更

計画面積	区画数	区画面積
m <sup>2</sup>	区画	最大 m <sup>2</sup> 最小 m <sup>2</sup> 平均 m <sup>2</sup>

(4) その他の土地利用の変更

5 設計者

住所

氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

6 開発事業施工予定者

住所

氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

7 開発事業施工予定 着手日 年 月 日  
完了日 年 月 日

8 農業振興地域除外日 年 月 日

9 農地転用許可予定日 年 月 日

10 将来の開発計画の有無 有・無 (有の場合は、その概要： )

(備考)

関係者と事前に協議を締結したときは、その写しを添付すること。

経過確認書 その 1

関係者及び 関係機関	説明を受けた者の署名 (氏名・連絡先)	説明した 年月日	確認・調整事項	説明の 要否
地区協議会等				要・否
河川管理者				要・否
水利組合				要・否
地区環境部長				要・否
関係自治会の長				要・否
				要・否
				要・否
				要・否
				要・否
				要・否
				要・否
				要・否
				要・否

(備考) 記入欄が不足するときは、別紙として添付してください。











開発事業地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け安曇野市指令 第 号の開発事業の地位を承継したので、  
届け出ます。

1 地位承継の理由 (法人のみ)

合併・分割 ( )

2 承継人 (法人にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により  
事業を承継する法人)

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

3 被承継人 (法人にあつては、合併により消滅する法人又は分割前の法人)

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

4 承継開始の日 年 月 日

(添付書類)

- 1 戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本及び除籍謄本、法人の場合にあつては記載事項証明書
- 2 相続人が 2 人以上いる場合は、その全員の同意書
- 3 合併契約書又は分割契約書若しくは分割計画書の写し

管理番号 【 】

開発事業着手届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり 年 月 日付け安曇野市指令 第 号の開発事業に着手（する・した）ので、届け出ます。

1 施工者

住所

ふりがな  
氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

2 現場代理人

住所

ふりがな  
氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

3 開発事業着手（予定）日 年 月 日

4 開発事業完了予定日 年 月 日

5 開発事業工程 別紙のとおり

管理番号 【 】

開発事業内容説明要求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提出者

住所

ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり開発事業に対し、説明を求めます。

- 1 開発事業者の氏名  
（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 2 開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆
- 3 開発事業に対する疑義及び説明を求める内容

（備考）

- 1 簡単明瞭にご説明ください。
- 2 安曇野市都市建設部建築住宅課に郵送するか、直接提出してください。

開発事業廃止届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け安曇野市指令 第 号の開発事業を廃止したいので、届け出  
ます。

1 開発事業施工者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

2 開発事業着手日 年 月 日

3 開発事業を廃止する理由

4 開発事業跡地の利用計画

管理番号 【 】



様式第 20 号の 2 (第 27 条の 2 関係)

一部使用収益開始承認申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け安曇野市指令 第 号の開発事業の土地又は建築物等の一部を使用又は収益を開始したいので、承認してください。

1 開発事業の所在地

安曇野市

番 外 筆

2 使用又は収益を開始する土地又は建築物の概要

	土地 (敷地面積)	建築物 (建築面積)	その他備考
使用又は収益を開始したい土地又は建築物等の部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
計画 (全体)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

3 一部使用又は収益を開始する合理的な理由

4 開発事業完了予定日 年 月 日

(備考)

一部使用又は収益を開始する部分の内容が明確に分かる図書を添付してください。

管理番号 【 】







様式第 22 号 (第 29 条関係)

措置完了届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号による措置について、次のとおり完了したの  
で届け出ます。

1 講じた措置の内容

2 措置完了日 年 月 日

非常災害応急措置届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

非常災害のために必要な応急措置として、次の開発事業に着手したので届け出ます。

1 開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆

2 該当する土地利用基本区域 区域

3 開発事業の目的

4 開発事業施工者

住所  
ふりがな  
氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

5 現場代理人

住所  
ふりがな  
氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

6 開発事業着手日 年 月 日

7 開発事業完了予定日 年 月 日

軽易な開発事業等届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の軽易な開発事業に着手したいので届け出ます。

1 開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆

2 開発事業の目的 規則第 9 条第 号に該当

3 開発事業施工者

住所  
ふりがな  
氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

4 現場代理人

住所  
ふりがな  
氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

5 開発事業着手予定日 年 月 日

6 開発事業完了予定日 年 月 日

様式第 25 号 (第 32 条関係)

(表)

第 号	身分証明書	
写 真	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
上記の者は、開発事業に係る立入調査を行う者であることを証明する。		
交付年月日	年 月 日	
	安曇野市長	印

(裏)

1 この証明書は、立入調査を行う場合に提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書は、立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

特定開発事業提案書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

提案者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり特定開発事業の素案を提出します。

- 1 特定開発事業の場所 安曇野市 番外筆  
(該当土地利用基本区域 区域)
- 2 特定開発事業の位置及び範囲 別添図面のとおり (都市計画図、住宅地図その他これに準じた地図に変更後の位置と範囲を明示したもの)

3 土地の現況地目

4 開発事業の目的 (該当するすべての番号に○を付け、その番号の表に記入してください。)

(1) 建築物等の建築等又は建設等

建築物等の用途	延床面積	階数
	m <sup>2</sup>	階
建築面積 (築造面積)	容積率	棟数
m <sup>2</sup>	%	棟
建蔽率	高さ	計画駐車台数
%	m	台

(2) 建築物等の用途の変更

現況用途	計画用途	用途変更に係る面積

(3) 土地の区画形質の変更

計画面積	区画数	区画面積
m <sup>2</sup>	区画	最大 m <sup>2</sup>
		最小 m <sup>2</sup>
		平均 m <sup>2</sup>

(4) その他の土地利用の変更

特定開発事業提案説明会報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

提出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定開発事業に関する計画について、次のとおり説明会を開催したので報告します。

1 説明した特定開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆

2 開発事業の目的

3 説明会の概要

(1) 開催日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

(2) 開催場所

(3) 参加人数 人

4 出された要望、質問等

5 要望、質問等に対する対応



特定開発事業提案意見書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

提出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり特定開発事業の素案に対して、意見を提出します。

- 1 次の該当する番号を○で囲んでください。
  - （1） 市内に居所又は住所を有する者です。
  - （2） 市内に有る土地又は建築物等を所有、管理、占用若しくは使用する者です。
  - （3） その他利害関係を有する者です。
  
- 2 特定開発事業の素案に対する意見

（備考）

- 1 記入欄が不足するときは、別紙として添付してください。
- 2 匿名による意見の提出は、受付できません。
- 3 安曇野市都市建設部都市計画課に郵送するか、直接提出してください。

特定開発事業提案見解書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

提出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日に提出のあつた意見書について、次のとおり見解を提出します。

- 1 特定開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆
- 2 特定開発事業の目的
- 3 意見書の内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 意見に対する見解

公聴会開催要求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

提出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の特定開発事業について、公聴会の開催を求めます。

1 開発事業者の氏名

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

2 特定開発事業の場所 安曇野市

番 外 筆

3 特定開発事業の目的

4 公聴会の開催を求める理由

公聴会開催通知書

様

年 月 日付けで提出のあった特定開発事業提案書について、次のとおり公聴会を開催しますので、出席してください。

安曇野市指令 第 号  
年 月 日

安曇野市長 印

1 特定開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆

2 特定開発事業の目的

3 公聴会を開催する理由

4 公聴会

(1) 開催日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

(2) 開催場所

5 その他

特定開発事業認定申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり特定開発事業の認定を申請します。

- 1 特定開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆  
(該当土地利用基本区域 区域)
- 2 特定開発事業の位置及び範囲 別添図面のとおり(都市計画図、住宅地図その他これに準じた地図  
に変更後の位置と範囲を明示したもの)
- 3 土地の現況地目
- 4 特定開発事業の目的(該当するすべての番号に○を付け、その番号の表に記入してください。)

(1) 建築物等の建築等又は建設等

建築物等の用途	延床面積	階 数
	m <sup>2</sup>	階
建築面積(築造面積)	容 積 率	棟 数
m <sup>2</sup>	%	棟
建 蔽 率	高 さ	計画駐車台数
%	m	台

(2) 建築物等の用途の変更

現況用途	計画用途	用途変更に係る面積

(3) 土地の区画形質の変更

計画面積	区画数	区画面積
m <sup>2</sup>	区画	最大 m <sup>2</sup>
		最小 m <sup>2</sup>
		平均 m <sup>2</sup>

(4) その他の土地利用の変更

特定開発事業案意見書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

提出者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり特定開発事業の案に対して、意見を提出します。

- 1 次の該当する番号を○で囲んでください。
  - (1) 市内に居所又は住所を有する者です。
  - (2) 市内に有る土地又は建築物等を所有、管理、占有若しくは使用する者です。
  - (3) その他利害関係を有する者です。
  
- 2 特定開発事業の案に対する意見

(備考)

- 1 記入欄が不足するときは、別紙として添付してください。
- 2 匿名による意見の提出は、受付できません。
- 3 安曇野市都市建設部都市計画課に郵送するか、直接提出してください。







特定開発事業変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住所  
ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け安曇野市指令 第 号の特定開発事業の一部を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 特定開発事業の場所 安曇野市 番 外 筆  
(該当土地利用基本区域 区域)
- 2 特定開発事業の位置及び範囲 別添図面のとおり(都市計画図、住宅地図その他これに準じた地図に変更後の位置と範囲を明示したもの)
- 3 土地の現況地目
- 4 特定開発事業の目的(変更するすべての番号に○を付け、その番号の表に変更後のものを記入してください。)

(1) 建築物等の建築等又は建設等の変更

建築物等の用途	延床面積	階数
	m <sup>2</sup>	階
建築面積(築造面積)	容積率	棟数
m <sup>2</sup>	%	棟
建蔽率	高さ	計画駐車台数
%	m	台

(2) 建築物等の用途の変更

現況用途	計画用途	用途変更に係る面積

(3) 土地の区画形質の変更

計画面積	区画数	区画面積
m <sup>2</sup>	区画	最大 m <sup>2</sup>
		最小 m <sup>2</sup>
		平均 m <sup>2</sup>

(4) その他の土地利用の変更



特定開発事業地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け安曇野市指令 第 号の特定開発事業の地位を承継したの  
で、届け出ます。

1 地位承継の理由 (法人のみ)

合併・分割 ( )

2 承継人 (法人にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により  
事業を承継する法人)

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

3 被承継人 (法人にあつては、合併により消滅する法人又は分割前の法人)

住所

ふりがな  
氏名

印

(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名)

4 承継開始の日 年 月 日

(添付書類)

- 1 戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本及び除籍謄本、法人の場合にあつては記載事項証明 書
- 2 相続人が2人以上いる場合は、その全員の同意書
- 3 合併契約書又は分割契約書若しくは分割計画書の写し

管理番号 【 】

